

鉱業法における事業着手義務 及び着手延期等の手続きについて

沖縄総合事務局環境資源課

令和6年7月3日

事業着手義務

- 鉱業法は、鉱物資源を合理的に開発することによって公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。
- したがって、設定された鉱業権は、鉱物資源の合理的開発の目的のために行使することが義務づけられている。
- 具体的には、鉱業法第62条第1項において、鉱業権の設定又は移転の登録があった日から6か月以内に、事業に着手しなければならないと規定されている。

鉱業法（抜粋）

第1条 この法律は、鉱物資源を合理的に開発することによって公共の福祉の増進に寄与するため、鉱業に関する基本的制度を定めることを目的とする。

第62条 鉱業権者は、鉱業権の設定又は移転の登録があつた日から六箇月以内に、事業に着手しなければならない。

- 2 鉱業権者は、やむを得ない事由により前項の期間内に事業に着手することができないときは、期間を定め、事由を付して、経済産業大臣の認可を受けなければならない。
- 3 鉱業権者は、引き続き一年以上その事業を休止しようとするときは、期間を定め、事由を付して、経済産業大臣の認可を受けなければならない。
- 4 鉱業権者は、前項の認可を受けて休止した事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

事業の着手延期及び事業の休止について

- やむを得ない事由により、**事業に着手できない場合又は事業を休止しようとする場合は、法第62条第2項又は第3項の規定により認可を受けなければならぬ。**
- それぞれ、やむを得ない事由には、次のような場合が該当する。

鉱業法に基づく内閣府沖縄総合事務局長の処分に係る審査基準等について（抜粋）

第11. (13) ③カ. (ア)

- A 天災地変により着業できないとき
- B 特定鉱物の鉱区を数鉱区保有している場合において、その中の一鉱区以上について既に事業に着手し、それらの鉱区と鉱床が同一であることを図面等により確認できる鉱区の事業着手を延期しようとするとき又は休止しようとするとき
- C 特定鉱物以外の鉱物の鉱区を数鉱区保有している場合において、その中の一鉱区以上について既に事業に着手し、かつ、それらの鉱区のうち既に事業に着手している鉱区と一体として計画的操業をすること等が、鉱物の合理的開発上適当と認められる鉱区の事業着手を延期しようとするとき又は休止しようとするときにおいて、当該事業未着手等が鉱物の開発上合理性があり適当と認められるとき
- D 鉱業権の設定又は移転の登録があった後、6箇月を経てなお事業に着手する準備が完了しないため着手できないとき（ただし、事業着手の延期があった期間を経過した後重ねて期間を延長しようとするときを除く）
- E 施業案の認可を受けた採掘区域の鉱床の開発が終了した場合等、現在物理探鉱又は露頭探鉱等施業案の認可を要しない方法による探鉱を行っているとき



鉱業法に基づく内閣府沖縄総合事務局長の処分に係る審査基準等について（抜粋）

第1 1. (13) ③カ. (ア)

F 鉱業用地につき、借地又は買収交渉が遅延しているとき（ただし、誠実に交渉中であると認められるときに限る）

G 降雪等の季節の関係上やむを得ないとき（この場合、1年を限り認可することとし、重ねて着業を延期しようとするときを除く）

H 鉱山道路の建設を待っている場合において、その建設計画が具体化し、現に推進中であるか、又は1年以内に着工する予定のとき

I 国立公園、文化財等の関係から早急に着手しがたい事情がある場合、又は主務官庁の認可許可等が遅延しているため、やむを得ないと認められるとき

J 条例その他の法令等による制限があり、当該事業未着手等がやむを得ないと認められるとき

K 鉱物の利用方法に関し、現状においては利用困難な場合であって、1、2年の間に研究の結果利用可能と考えられるとき

L 鉱区において、鉱害防止の事業を行うために必要と認められるとき

※上記のほか、真にやむを得ない場合

- 着手延期及び休止の認可にあたっては、手続きを怠ると鉱業権取り消しに係る聴聞の対象となることもあります。
- 着手延期及び休止の認可にあたって、記載内容の確認や追加資料の提出を依頼することもありますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。